

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 10 月 14 日

株式会社ヴェス
株式会社 Sharing Innovations

2026 年 10 月 14 日

吸収分割に係る事前開示書類

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

株式会社ヴェス

代表取締役 中村 慶郎

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

株式会社 Sharing Innovations

代表取締役社長 堤 貴寛

株式会社ヴェス（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 Sharing Innovations（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 10 月 13 日付で両者間で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 12 月 1 日を効力発生日として、分割会社が営む SES 事業に関して有する権利義務並びに分割会社が保有する株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの発行済株式の全部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 782 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割は、株式会社 Orchestra Holdings（以下「OH」といいます。）と承継会社との間で 2026 年 8 月 25 日付で締結された「株式交換契約（株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約）」に基づく、OH を株式交換完全親会社とし、承継会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。なお、同契約において、本株式交換の効力発生日は 2026 年 11 月 30 日と定められている。）の効力が本吸収分割の効力発生日の前日までに生じることを前提に、本株式交換の効力発生を停止条件として実行する予定です。

本吸収分割の効力発生日において、OH の完全子会社同士の吸収分割であることから、対価の交付はありません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項

(1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

① 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

② 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

① 承継会社は、2026年8月25日付の取締役会において、OHとの間で、OHを株式交換完全親会社とし、承継会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日で本株式交換契約を締結いたしました。

② 承継会社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（49,700株）（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

5. 本効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務（分割会社が本吸収分割により承継会社に承継させるものに限り。）の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本吸収分割により分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される分割会社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割により分割会社から承継会社に承継する債務については、承継会社が重疊的に債務を引き受け、分割会社も引き続き当該債務を負担しますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときにおける変更後の該当事項

分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙1 吸収分割契約内容

次ページ以降をご参照ください。

吸 収 分 割 契 約 書

株式会社 Sharing Innovations(以下「甲」という。)及び株式会社ヴェス(以下「乙」という。)は、乙が営む SES 事業に関して有する権利義務並びに乙が保有する株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト(以下「JT-PRO」という。)の発行済株式の全部を甲に承継させる吸収分割に関し、本日、以下のとおり合意したので、吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条(吸収分割の方法)

乙は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、乙が営むシステムエンジニアリングサービス事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務及び乙が保有する JT-PRO の発行済株式の全部(以下「本件株式」という。)を甲に承継させ、甲はこれを承継する。なお、本契約に基づく吸収分割を、以下「本吸収分割」という。

第 2 条(当事者の商号及び住所)

本吸収分割を行う当事者である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲(吸収分割承継会社)

商 号:株式会社 Sharing Innovations

住 所:東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

乙(吸収分割会社)

商 号:株式会社ヴェス

住 所:東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

第 3 条(承継する権利義務)

1. 甲が本吸収分割により乙から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 承継対象権利義務には、本件株式(JT-PRO の普通株式 64 株であり、JT-PRO の発行済株式の全部をいう。)を含むものとする。
3. 本吸収分割による乙から甲への債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。
4. 乙は、効力発生日以降速やかに、本件株式に係る JT-PRO の株主名簿の名義書換その他甲が本件株式の株主として権利を行使するために必要な手続に協力するものとする。また、JT-PRO が株券発行会社である場合には、乙は、効力発生日に本件株式に係る株券を甲に交付するものとする。

第 4 条(本吸収分割に際して交付する対価)

甲は、本吸収分割に際して、乙に対し、承継対象権利義務に代わる株式、金銭その他一切の対価を交付しないものとする。

第 5 条(資本金及び準備金)

本吸収分割により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとし、甲の株主資本等の変動額については、会社計算規則その他の法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、甲が定めるものとする。

第 6 条(効力発生日)

1. 本吸収分割の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、2026 年 12 月 1 日とする。ただし、手続の進行上必要がある場合には、甲及び乙は、協議のうえ、本吸収分割の効力発生前に限り、これを変更することができる。
2. 甲及び乙は、本吸収分割の効力が生じ、JT-PRO が甲の完全子会社となっていることが、甲と JT-PRO との間で 2026 年 10 月 13 日付で締結された合併契約に基づく、甲を吸収合併存続会社とし、JT-PRO を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本 JT-PRO 合併」という。)の前提条件であることを確認する。甲及び乙は、本吸収分割の効力が本 JT-PRO 合併の効力発生前に先立って生ずるよう、前項ただし書による効力発生日の変更を行う場合であっても、効力発生日を本 JT-PRO 合併の効力発生日より後の日に変更しないものとする。

第 7 条(本吸収分割の前提条件)

1. 本吸収分割は、株式会社 Orchestra Holdings(以下「OH」という。)と甲との間で 2026 年 8 月 25 日付で締結された「株式交換契約(株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約)」に基づく、OH を株式交換完全親会社とし、甲を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。なお、同契約において、本株式交換の効力発生日は 2026 年 11 月 30 日と定められている。)の効力が効力発生日の前日までに生じ、甲が OH の完全子会社となっていることを前提条件とし、当該前提条件が満たされない限り、その効力を生じないものとする。
2. 本株式交換の効力発生日が変更され、変更後の効力発生日が効力発生日以後の日となる場合には、甲及び乙は、協議のうえ、前条第 1 項ただし書の規定に基づき、効力発生日を本株式交換の変更後の効力発生日の翌日以後の日に変更するものとする。この場合において、甲及び乙は、前条第 2 項の定めに従うものとし、乙は、会社法第 790 条第 2 項の規定に従い、変更後の効力発生日を公告するものとする。
3. 第 1 項の前提条件が満たされないことが明らかとなった場合(本株式交換に係る契約が解除され、又はその効力を失った場合を含む。)には、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を解除することができる。

第 8 条(吸収分割承認総会等)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。ただし、同項ただし書に該当する場合その他同項の要件を満たさない場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の

承認を得るものとする。ただし、会社法第 784 条第 2 項の規定により株主総会の承認を要しない場合はこの限りでなく、また、当該承認については、乙の総株主の同意がある場合には、会社法第 319 条第 1 項の規定により、株主総会の決議があったものとみなすことができる。

第 9 条(債権者保護手続)

甲及び乙は、本吸収分割に関し、会社法第 789 条及び第 799 条の規定に従い、公告及び知れている債権者に対する個別の催告その他必要な債権者保護手続を行うものとする。

第 10 条(労働契約の承継)

1. 効力発生日において本件事業に主として従事する乙の従業員との間の労働契約は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「労働契約承継法」という。)の定めに従い、本吸収分割により甲に承継されるものとし、当該従業員の効力発生日における労働条件は、乙における労働条件と同一とする。
2. 乙は、本吸収分割に関し、商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号)附則第 5 条に定める労働者との協議、労働契約承継法第 7 条に定める労働者の理解と協力を得るための措置、同法第 2 条に定める通知その他法令上必要とされる手続を適法に行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

第 11 条(善管注意義務)

乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって本件事業の業務執行並びに承継対象権利義務の管理及び運営を行うものとし、承継対象権利義務に重大な影響を及ぼす行為(本件株式の譲渡、担保設定その他の処分、JT-PRO における募集株式の発行等を含む。)を行う場合には、あらかじめ甲と協議し、その同意を得るものとする。

第 12 条(許認可等)

甲及び乙は、本件事業の承継に伴い必要となる許認可、届出、登録等(労働者派遣事業の許可を含む。)について、効力発生日までに取得又は完了することができるよう、相互に協力するものとする。

第 13 条(競業禁止)

乙は、効力発生日以降、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本件事業と競合する事業を行わないものとする。

第 14 条(表明保証)

各当事会社は、互いに、本契約締結日及び効力発生日において、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1)組織及び権限

各当事会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、本契約を締結し、本吸収分割を実行するために必要な権限を有していること。

(2)契約の有効性

本契約は、各当事会社により適法に承認されており、各当事会社を法的に拘束する有効な契約であること。

(3)法令・定款等との抵触不存在

本契約の締結及び本吸収分割の実行は、各当事会社に適用される法令、定款その他の内部規程に違反せず、また、第三者との重要な契約に違反又は抵触しないこと。

(4)必要な手続の履行

本吸収分割の実行にあたり、法令上必要とされる社内手続及び届出等は、すべて適法に履行され、又は効力発生日までに履行される予定であること。

(5)本件株式

乙は、本件株式を適法かつ有効に保有する唯一の株主であり、本件株式には、質権、譲渡担保その他一切の担保権及び負担が設定されていないこと。

(6)訴訟等

本吸収分割の実行又は本件事業に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、仲裁、行政手続その他の法的手続は、現在係属しておらず、またそのおそれも認識していないこと。

第 15 条(表明保証違反に関する責任)

前条の表明保証に違反があった場合であっても、当該違反がグループ全体に実質的な不利益を及ぼす場合を除き、当事会社間で損害賠償その他の請求は行わないものとする。

第 16 条(本契約の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又は本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を変更し、又は解除することができる。

第 17 条(本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、第 8 条に定める株主総会の承認(同条の規定により承認を要しない場合を除く。)又は本吸収分割の実行に法令上必要な関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第 18 条(準拠法及び合意管轄)

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙は、各自記名押印のうえ、各 1 通を保有する。
ただし、本契約は、電磁的記録により作成し、電子署名を行う方法により締結することができるものとし、この場合には、当該電磁的記録をもって本書に代えるものとする。

2026 年 10 月 13 日

甲：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社 Sharing Innovations
代表取締役 堤 貴寛

乙：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社ヴェス
代表取締役 中村 慶郎

別紙

承継権利義務明細表

甲が本吸収分割により乙から承継する権利義務は、効力発生日の前日における乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定される、以下に掲げるものとする。ただし、法令又は契約上承継が制限されるものを除く。

1. 資産

- (1)流動資産：本件事業に属する売掛金、未収入金、前払費用その他の流動資産（ただし、現金及び預金を除く。）
- (2)固定資産：本件事業に属する工具器具備品、ソフトウェアその他の有形・無形固定資産
- (3)有価証券：本件株式(JT-PRO の普通株式 64 株(発行済株式の全部))

2. 債務

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金その他の流動負債（ただし、借入金債務、乙の公租公課に係る債務及び効力発生日前の事由に起因する偶発債務を除く。）

3. 契約上の地位

本件事業に関して乙が締結している顧客との業務委託契約、準委任契約、労働者派遣契約、協力会社(ビジネスパートナー)との業務委託契約その他本件事業に関する一切の契約における契約上の地位及びこれに基づく権利義務

4. 雇用契約

効力発生日において本件事業に主として従事する乙の従業員との間の労働契約及びこれに付随する権利義務(労働契約承継法に基づき異議を申し出た従業員の取扱いについては、同法の定めに従う。)

5. 知的財産権等

本件事業に関して乙が保有する著作権その他の知的財産権、ノウハウ及び営業秘密

6. 許認可等

本件事業に関する許認可、届出、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

7. その他

本件事業に関する帳簿、記録その他の書類及び電磁的記録

以上

別紙2 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

株式会社ヴェス

(第 23 期)

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における情報サービス業界は、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進やクラウド化への対応を背景に、システム開発需要が引き続き堅調に推移いたしました。一方で、IT人材の不足は続いており、システムの高度化・複雑化に伴いソフトウェア品質確保の重要性も一層高まっております。

このような環境のもと、当社は、ソフトウェア検証事業として、長年にわたり蓄積した検証実績とノウハウを活かし、首都圏及び滝沢のソフトウェア検証センターを拠点に、顧客企業のソフトウェアに対する第三者検証サービスを提供してまいりました。また、SES（システムエンジニアリングサービス）事業として、顧客企業に対し当社技術者による技術支援サービスを提供するとともに、グループ各社と連携し、ソフトウェア検証事業を起点とした事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高 2,496,667 千円、営業利益 126,444 千円、当期純利益 82,120 千円となりました。

2. 財産及び損益の状況

	第 20 期 2023 年 3 月期	第 21 期 2023 年 12 月期 (9 か月)	第 22 期 2024 年 12 月期	第 23 期 (当期) 2025 年 12 月期
売上高 (千円)	1,461,727	1,043,639	2,176,881	2,496,667
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	62,655	△131,266	70,345	126,444
当期純利益 (千円)	50,210	38,393	45,121	82,120
一株当たり当期純利益 (円)	251,050.25	191,967.92	225,606.20	410,600.95
総資産 (千円)	613,197	790,341	905,220	2,294,982
純資産 (千円)	418,370	456,763	501,884	584,005

(注) 当社は、2023 年 12 月期に決算期を 3 月末日から 12 月末日に変更いたしました。これに伴い、第 21 期は 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの 9 か月間となっております。

3. 主要な事業内容

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	ソフトウェア検証事業、SES事業

4. 主要な事業所（2025 年 12 月 31 日現在）

本社：東京都渋谷区
首都圏ソフトウェア検証センター：東京都世田谷区
滝沢ソフトウェア検証センター：岩手県滝沢市

5. 重要な親会社及び子会社の状況（2025 年 12 月 31 日現在）

(1) 親会社の状況

名称	住所	資本金	議決権の所有割合（％）
株式会社 Orchestra Holdings	東京都渋谷区	354,060 千円	100

(2) 子会社の状況

名称	住所	資本金	議決権の所有割合（％）
株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト	東京都新宿区	90,000 千円	100
株式会社ケーウェイズ	神奈川県横浜市	20,000 千円	100

6. 主要な借入先及び借入額（2025 年 12 月 31 日現在）

借入先	借入残高
株式会社 Orchestra Holdings	1,400,000 千円

計 算 書 類

(第 23 期)

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

株式会社ヴェス

貸借対照表

(2025 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	488,688	流 動 負 債	1,702,002
現 金 及 び 預 金	174,079	買 掛 金	60,970
売 掛 金	299,552	関 係 会 社 借 入 金	1,400,000
前 払 費 用	7,610	未 払 金	64,371
未 収 入 金	5,408	未 払 費 用	78,491
立 替 金	3,050	未 払 利 息	1,557
貸 倒 引 当 金	△1,012	未 払 法 人 税 等	20,701
固 定 資 産	1,806,293	未 払 消 費 税	38,590
有 形 固 定 資 産	7,516	預 り 金	37,320
建 物 附 属 設 備	8,232	固 定 負 債	8,974
工 具 、 器 具 及 び 備 品	461	繰 延 税 金 負 債	5,740
一 括 償 却 資 産	1,330	資 産 除 去 債 務	3,233
減 価 償 却 累 計 額	△2,507	負 債 合 計	1,710,976
無 形 固 定 資 産	117,888	(純 資 産 の 部)	
営 業 権	117,888	株 主 資 本	584,005
投 資 そ の 他 の 資 産	1,680,888	資 本 金	10,000
関 係 会 社 株 式	1,678,935	利 益 剰 余 金	574,005
長 期 前 払 費 用	783	繰 越 利 益 剰 余 金	574,005
敷 金	1,170	純 資 産 合 計	584,005
資 産 合 計	2,294,982	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,294,982

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科								目	金	額
売				上				高		2,496,667
売		上				原		価		1,962,773
売		上		総		利		益		533,893
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	407,449
営			業				利		益	126,444
営	業				外		収		益	
受				取				利	息	307
キ	ャ	ッ	シ	ュ	バ	ッ	ク	収	入	48
雑					収				入	7,922
営	業				外		費		用	
支				払				利	息	16,290
電	子	記	録	債	権	売	却	損		12
支			払		手		数		料	9
雑					損				失	4
経			常				利		益	118,407
特			別				損		失	
固		定		資		産		除	却	損
										822
税	引	前	当	期	純	利	益			117,584
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業
法	人	税		等	調	整	額			31,391
当	期				純		利		益	4,073
										82,120

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	10,000	491,884	491,884	501,884	501,884
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		82,120	82,120	82,120	82,120
当 期 変 動 額 合 計	－	82,120	82,120	82,120	82,120
当 期 末 残 高	10,000	574,005	574,005	584,005	584,005

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 営業権の償却方法及び償却期間

営業権の償却は、その個別案件ごとに判断し、20 年以内の合理的な年数で均等償却しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を個別に検討し、計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

主要事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

(1) ソフトウェア検証事業

当事業では、顧客に対して、主に準委任契約、派遣契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを提供しております。準委任契約、派遣契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) S E S 事業

当事業では、顧客に対して、主に準委任契約、派遣契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを提供しております。準委任契約、派遣契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 200 株